

意思表示の瑕疵（心裡留保）

©甲斐行政書士事務所

1 はじめに

第93条 意思表示は、表意者がある真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

効果意思なし/表示行為あり

原則有効/例外無効

効果意思が無い場合、表意者の自己決定を重視し、意思表示は無効であるとするのが民法の原則的立場である。

しかし、心裡留保による意思表示は、相手方の信頼保護+表意者の帰責性を理由として、効果意思が無いことを理由として無効にならないのが原則（表示主義）である。

そして、同条但書により、相手方が、表意者の真意でないことを知っていたときは、保護すべき信頼がないため、例外として無効（意思主義）となる。同条2項は、例外の例外規定であるため、原則に戻り、有効となる。

2 要件・効果

一般に、法規範は要件と効果の二つの部分からなる。民法93条1項本文でいえば、

- ①表意者が効果意思と異なる意思表示をすること
- ②表意者が意思表示の当時、効果意思と異なることを知っていたこと

以上2点が条文上の要件となっていることが解る。

そして、上記①②の要件を満たせば、その効果として、心裡留保による意思表示は原則有効（93条1項本文）とされる。但し、相手方が表意者の意思表示が真意でないことを知り、又は、知らなかったことに過失があるときは、例外として無効となる（93条1項但書）。

3 法的三段論法のプロセス

意思表示の瑕疵（心裡留保）

◎甲斐行政書士事務所

法的三段論法は、一般的に、事実認定によって確定された具体的事実を小前提、その具体的事実に適用されるべき法規範を大前提として、小前提を大前提にあてはめ、結論を導き出す法的判断の正当化プロセスといわれている。

大前提・ 上記要件①② → 上記効果

小前提・ 売る気が無いのに、売ると言った → 上記要件①②充足

結論・ 売る気が無いのに、売ると言った → 上記効果発生

4 身分行為に対する適用の可否

最判昭和23年12月23日は、「真に養親子関係の設定を欲する効果意思が無かった場合においては、養子縁組は効力を生じない」としている。

そのため、婚姻や養子縁組等、当事者の真意を必要とする身分上の法律行為には心裡留保の適用はなく、常に無効と解されている。

5 善意の第三者の保護（93条2項）

善意の第三者の取引の安全を保護する趣旨の規定である。心裡留保による意思表示をした本人の帰責性が大きいため、利益較量上、文言通り「善意」で足り、無過失までは要求されない。

以上